

# 選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)  
第17号 令和元年7月1日 発行

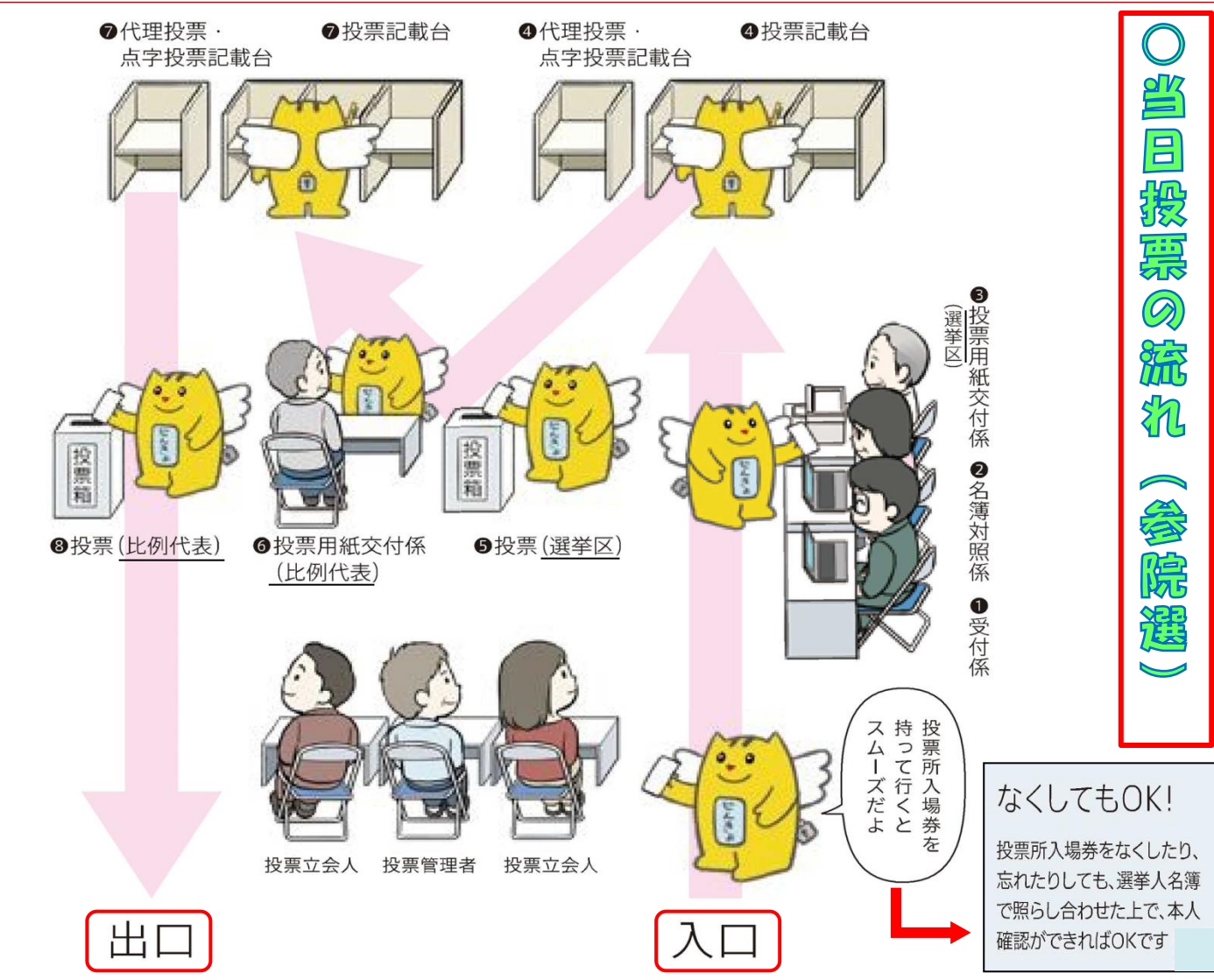
鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県選挙管理委員会内  
TEL:099-286-2237  
FAX:099-286-5517  
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



## 7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。(公示日7月4日)

※一部離島地域では、繰上投票が行われます。

参議院議員通常選挙は、今後の日本の方向性を決定づける重要な国政選挙です。棄権することなく、**必ず投票に行きましょう。**



### 「憲法」を読んでみよう!

選挙権は憲法で保障されている権利です。その憲法には、参院選に関する事項も、しっかりと定められています。  
**令和になり、初めての国政選挙です。一人一人が主権者として「未来へ一票」を投じましょう。**

(日本国憲法一部抜粋)

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

### 活用しよう! 「期日前投票制度」

選挙の当日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の予定がある等一定の事由に該当する場合は、「**期日前投票**」を行うことができます。  
今回の参院選においても、鹿児島大学(鹿児島市)、県立農業大学校(日置市)等、各学校での期日前投票所設置のほか、移動式の期日前投票所や商業施設への期日前投票所設置を予定しております。  
投票日に投票に行けない方は、是非この制度を御活用ください。

#### 期日前投票

【期間】7月5日(金)～7月20日(土)  
【時間】午前8時30分～午後8時  
※期間と時間は期日前投票所によって異なることがあります。  
【場所】市町村ごとに1箇所以上設置



詳しくはこちら(期日前投票の場所等)